重点的な取組、共通的な取組

消費者庁

様式1

令和4年度の調達改善計画									令和4年度上半期自己評価結果（対象期間：4月1日～9月30日）								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標（原則、定量的に記載）	目標達成予定時期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか) 定量的	定性的	実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
○		**指針を踏まえて特に改善に取り組む事項** 一者応札改善のため、一者応札となった案件に関しては、応札しなかった事業者へヒアリングを実施する。	一者応札改善のためのアンケート調査を引き続き実施する。ただし、回答率が低いことから、アンケート調査に加え一者応札となった案件の担当課において、仕様書等を受け取りに来た事業者と入札説明会に出席した事業者のうち応札しなかった者に対し、①なぜ応札しなかったのか、②主な要因は何か、③どのような点に気を付けていれば応札したのか等のヒアリングを実施する。ヒアリング事項は契約係で作成する。なお、不落案件についてのヒアリングも引き続き実施する。 具体的な取組は以下のとおり。 ・アンケート調査を消費者庁ウェブサイトから回答できるようアンケートフォームを作成しているが、引き続きその効果を検証 ・利便性を高めるために刷新した消費者庁ウェブサイトの調達情報について、引き続きその効果を検証 ・引き続きヒアリング事項をより具体的なものに見直しを検討 ・引き続き一者応札対応シートを作成	一者応札となった案件には何らかの理由があり、その理由を探ること、また、その理由を探る過程で仕様書作成及び調達過程において、どのような点に気を配れば複数者が応札可能となるのか、担当課に仕様書作成の要件の検討を促すため。	A	H30	・仕様書を入手、又は入札説明会に出席した事業者が複数あったにもかかわらず一者応札となった案件に関しては、必ず担当課に対し契約係が作成したヒアリングシートを基に、開札後1週間以内に直接ヒアリングを実施させ、一者応札となった理由を明らかにさせる。そして、その内容を具体的に契約係に報告させるとともに、翌年度以降の調達においては、事業実施決裁時にヒアリング結果の反映内容を明記させる。	R4	A	H30	入札説明書を入手した者へのアンケート調査、及び一者応札となった案件の担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に参加した結果、応札しなかった事業者へのヒアリングを実施した。	A	アンケート調査については、一般競争入札62件中7件の回答があった。また、一者応札案件については、落札決定後速やかに契約担当から担当課にヒアリング実施の指示を行い、一者応札及び不落案件22件中20件についてヒアリングが実施された。ヒアリングに対する回答では、人員や体制の確保が困難とするものが27者と最も多く、次いで資格要件（統一参加資格、プライバシーマーク等）を満たしていないものが22者となっている。 アンケート調査やヒアリングによる一者応札改善に関する定量的な効果の検証は困難だが、継続的に実施することにより、次年度以降の改善に寄与するため、今後も実施していく。	一者応札の理由を調査することにより、応札しなかった理由が事業者の都合によるものではなく、当庁で改善できる理由（仕様書の明確化等）が確認された場合、次年度以降の特に継続や類似の案件において、一者応札の是正のための措置を講じることができる。	上半期	・アンケート調査の回答が7件（前年同期14件）となっている。令和3年度から消費者庁ホームページからの回答が可能となり増加を期待しているところだが、上半期では前年同期よりも減少している。今後、入札説明会等の場でもアンケートへの協力について、説明会の対象案件に限らず、呼び掛けていくこととする。	・令和4年度下半期も引き続き実施する。
○		**随意契約の見直し**	定期購入物品、不定期の物品調達等については、引き続きオープンカウンター方式での調達を実施し、令和4年度は、他の分野においても オープンカウンター方式での調達を行えるか検討する。	オープンカウンター方式を導入することにより、見積合わせに参加する事業者が増え、競争性の確保がなされると考えられるため。	A	H31	・オープンカウンター方式による調達件数が前年度の件数を上回ることとする。	R4	A	H31	・備品、消耗品の計4件の購入についてオープンカウンター方式による調達を実施した。	A	第1四半期と第2四半期それぞれ2件ずつオープンカウンター方式による調達を実施した。第1四半期の消耗品調達は4者、電化製品調達は3者、第2四半期の什器類調達は3者、消耗品調達については4者から見積書が提出された。調達件数は、昨年度上期の3件から1件増加し4件となった。	－	上半期	－	・令和4年度下半期も引き続き実施する。
	○	**調達改善に向けた審査・管理の充実**	一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施する。また、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、一者応札が継続する案件等のテーマに対する改善案の検討を依頼し、改善への取組の検討を行い、改善策の成果を同委員会に報告する。また、一者応札となった個別案件については、一者応札の要因分析及び要因分析を踏まえた対応策を整理した一覧表を作成し、入札等監視委員会の検討資料とする。 具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格の緩和（特に資格等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは全等級とするよう検討） ・仕様書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調査 ・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹底 ・公告期間をより確保（市場価格調査及び入札公告期間を合わせ最低価格落札方式は3週間以上、総合評価落札方式は4週間以上の公告期間を確保） ・入札等監視委員会から一者応札改善の指摘を受けた調達に関し、検討結果及び改善策を入札等監視委員会に報告 ・入札等監視委員会による事後審査 ・電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施		A	H26	・情報システムについては、令和3年9月以降に消費者庁で独自で設定したCIO補佐官による調達仕様書審査において、複数者応札の障害となり得る事項の見直しを行い、担当課においては複数者へ入札参加を呼び掛ける。 ・調査研究については、仕様書の見直し、参加資格の緩和、履行期間の確保、業務説明会の開催を検討する。 ・会議等運営支援については、十分な準備期間の確保の検討を実施する。 ・会計担当においては、分かりやすい仕様書作成や担当課及び事業者にとって無理のない調達スケジュールの検討を行うとともに支払条件の検討を行い、一者応札となる件数の縮減を図る。 ・入札等監視委員会については、年2回開催することを継続していく。	R4	A	H26	一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施した。また、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を開催し、一者応札が継続する案件等のテーマに対する改善案の検討を依頼し、改善への取組みの検討を行い、改善策の成果を報告する予定であったが、新型コロナの影響のため開催を延期した。現在、12月の開催を検討中であり、アンケート及びヒアリングの結果をもとに、応札しなかった理由等を整理していく。 具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格の緩和（特に資格等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは全等級とするよう検討） ・仕様書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調査 ・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹底 ・公告期間をより確保（市場価格調査及び入札公告期間を合わせ最低価格落札方式は平均25日間、総合評価落札方式は平均32日間の公告期間を確保） ・入札等監視委員会での一者応札改善に向けた検討及び改善策の成果報告、事後審査（12月開催を検討） ・電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施	A	競争契約案件は62件、513百万円（前年同期48件、581百万円）であり、件数で14件の増、金額で68百万円の減となっている。前年同期と比べ件数が増加したものの、少額の案件が増加したため、全体的な金額は減額となっている。 競争契約案件のうち、一者応札によるものは21件、179百万円（前年同期、13件、296百万円）であり、件数で8件の増、金額で117万円の減となっている。 調達経費別にみると、 ・情報システムは、10件中4件、33百万円（前年同期10件中2件、19百万円）であり、件数で2件、金額で14百万円の増 ・調査研究は、19件中8件、66百万円（前年同期15件中8件、252百万円）であり、件数は前年同、金額は186百万円の減 ・会議開催等業務は、11件中1件、2百万円（前年同期8件中1件、13百万円）、件数で前年同、金額で11百万円の減 ・印刷製本は、2件中1件、8百万円（前年同期1件中1件、11百万円）、件数で前年同、金額で3百万円の減 ・その他の経費は20件中7件、66百万円（前年同期14件中1件、1百万円）であり、件数で6件、金額で65百万円の増 前年度一者応札案件から今年度複数者応札となった件数は4件、前年度複数者応札から今年度一者応札となった件数は8件であった。 入札等監視委員会を今期中に開催の予定であったが、新型コロナウイルスの影響のため開催を延期した。現在、12月の開催を検討中である。 電子調達システムの電子入札機能を利用した調達は100%（前年同期100%）であり、電子応札件数も42件、電子応札率67.7%（前年同期29件、電子応札率60.4%）と向上している。 また、電子調達システムを利用した契約手続は7件となり、前年同期1件から6件増加となり、電子調達システムの利用については、事業者の利便性の向上を図ることができた。	－	上半期	－	・令和4年度下半期も引き続き実施する。
	○	**調達事務のデジタル化の推進**	調達事務の効率化、事業者の利便性を図る観点等から電子調達システムの電子入札機能を利用した調達を行う。また、ポスター掲示及びリーフレットを配布することにより、電子調達システムの利便性等について事業者への周知を行う。		A	R4	令和3年度上半期の自己点検においても、電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施は100%との結果であったため、調達事務の効率化、事業者の利便性を図る観点等から、令和4年度においても電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施率について100%を目標としていく。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	○	**電力調達、ガス調達の改善**	合同庁舎に入居しているため、自ら調達することはない。		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

様式2

その他の取組

調達改善計画		令和4年度上半期自己評価結果（対象期間：4月1日～9月30日）		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）	
			定量的	定性的
調達の適正性の向上 ・競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。 ・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。 ・特にシステム関連については、令和3年9月以降に消費者庁で独自に設置したCIO補佐官による価格の妥当性等の検証を行う。 ・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。	継続		・随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約20件、企画競争による随意契約9件、公募による随意契約9件の審査を行った。 ・競争性のない随意契約案件及び公募による随意契約案件10件について価格交渉を行い、3件で値引きが行われ、当初提示額から3,980千円（4.5%）が削減された。 ・情報システム関連については、少額随意契約を含む10件について、CIO補佐官による仕様書及び価格の妥当性の検証を行った。	・随意契約を希望する案件の審査を行うことにより、必要に応じて仕様書の見直し等を行い、一般競争が可能と判断されるものについては、一般競争への転換を行っている。
総合評価落札方式への対応 ・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。	継続		－	－
汎用的な物品・役務 ・汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記等）については、共同調達を行う。	継続		－	－
人材の育成 ・内閣府で実施される会計実務研修への積極的な参加や、調達事務の手引きを整備し、職員のスキルアップを図る。	継続		・財務省が実施する会計事務職員契約管理研修に職員を派遣し、習得した専門知識を他の職員にも共有し、手引きを整備した。	－
外部有識者による個別調達案件の点検 ・各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。	継続		・入札等監視委員会は新型コロナの影響で開催を延期しており、12月の開催を検討中。	－
市場価格調査の実施 ・適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。	継続			・市場価格調査を積極的に実施することによる徴取した複数者からの見積書や、過去に調達を行った類似案件も参考にし、適正な予定価格の設定が図れた。

様式3

外部有識者からの意見聴取の実施状況

（対象期間:４月１日～９月30日）

外部有識者の氏名・役職【　竹内　啓博（公認会計士・税理士）　】　意見聴取日【2022/11/10】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和4年度上半期に実施した取組とともに、自己評価全般について	○1者応札を削減するための取組みについて 事後アンケート、ヒアリングに実施につきましては引き続き回収率の向上に努めて頂きたいと思います。ヒアリング等の結果については「人員体制確保が困難」との回答が最多であることから、公告期間を延ばすことが有効であるかの検証や実際に期間を延長するなど対応を図って頂きたいと思います。 ○前回複数者応札で今回1者応札となった調達案件については特に競争性が発揮されなかった理由の検証に努め、改善余地がある案件については必要な対応を図って頂きたいと思います。	○1者応札を削減するための取組みについて 引き続きアンケート、ヒアリングを実施し、回収率の向上に努めていきたい。公告期間については、応札者が参入しやすいように平日の日数を十分に確保できるよう対応しているが、担当課の準備状況等を踏まえ、可能な限り、公告期間の延長を図りたい。 ○前回複数者応札で今回1者応札となった調達案件については、特に競争性が発揮されなかった理由の検証に努め、当庁で改善余地がある理由が確認された案件について、次年度の継続や類似の案件において必要な対応を図っていきたい。